

議案第63号

権利の放棄について

権利を次のとおり放棄する。

平成30年9月4日提出

新居浜市長 石川 勝行

- 1 権利の内容 愛媛県漁業信用基金協会に対する出資のうち、21口105万円に係る払戻請求権
- 2 相手方 松山市二番町四丁目6番地2
愛媛県漁業信用基金協会
理事長 大城 一郎
- 3 放棄の理由 愛媛県漁業信用基金協会の財務内容の改善並びに信用及び保証能力の向上による中小漁業者の金融の円滑化に資するため
- 4 放棄の時期 平成31年3月31日

提案理由

愛媛県漁業信用基金協会への出資金の出資口数を減じることに伴い発生する払戻請求権を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、本案を提出する。